

藤沢市教育委員会 3月定例会 会議録

日 時 2026年(令和8年)3月19日(木)
午後3時00分～午後4時39分
場 所 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

- 1 開会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請願
 - (1) 請願7第3号 藤沢市立富士見台小学校における水泳授業の安全確保に関する請願
 - (2) 請願7第4号 藤沢市内の小中学生の家庭(生徒)が学び方の選択を可能にすることを求める請願
- 5 議題
 - (1) 教育長職務代理者の指名について
- 6 議事
 - (1) 議案第36号 藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について
 - (2) 議案第37号 藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
 - (3) 議案第38号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
 - (4) 議案第39号 藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について
 - (5) 議案第40号 藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について
 - (6) 議案第41号 藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画の策定について
 - (7) 議案第42号 教育委員会事務局職員の人事異動について
- 7 その他
 - (1) 令和8年2月藤沢市議会定例会の開催結果について
 - (2) いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針の改訂について
- 8 閉会

出席委員

- 1 番 岩 本 將 宏
- 2 番 飯 盛 義 徳
- 3 番 種 田 多 化 子
- 4 番 石 井 由 佳
- 5 番 井 沼 隆 史

出席事務局職員

教育部長	川 口 浩 平	生涯学習部長	井 出 祥 子
教育部参事	坪 谷 麻 貴	生涯学習部参事	谷 本 博 史
教育部参事	石 田 芳 輝	生涯学習総務課主幹	三 部 梨 加 子
教育総務課主幹	小 門 前 清 彦	生涯学習総務課課長補佐	滝 沢 絵 美
教育総務課主幹	高 瀬 有 希	スポーツ推進課長	浅 野 智 一
教育総務課指導主事	近 藤 雅 美	スポーツ推進課課長補佐	佐 藤 崇 幸
教育総務課指導主事	齋 藤 史 門		
教育指導課長	森 谷 真 佐 美		
教育指導課主幹	平 田 憲 司		
教育指導課指導主事	伊 勢 直 子		
教育指導課指導主事	本 間 幸 代		
教育指導課指導主事	森 学		
教育文化センター長	鹿 児 嶋 英 克		
教育指導課指導主事	大 村 晴 仁		
学務保健課長	清 水 航 介		
学務保健課主幹	柏 崎 浩 通		
学務保健課課長補佐	山 浦 史 士		
学務保健課課長補佐	大 川 裕 之		
学校給食課長	芳 賀 敬		
学校施設課長	藤 津 浩 士		
学校施設課課長補佐	秋 元 進 吾		
書 記	一 柳 善 彦		

午後 3 時 00 分 開会

岩本教育長 皆様、こんにちは。お待たせをいたしました。
定刻となりましたので、ただいまから「藤沢市教育委員会 3 月定例会」
を開会いたします。

+++++

岩本教育長 会議の開催に当たりまして、藤沢市教育委員会傍聴規則第 6 条第 4 項
にあります写真撮影等について、報道機関から事前に申請がありました
ので、これを許可することといたします。

÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。
本日の会議録に署名する委員は、5 番の井沼委員、2 番の飯盛委員に
お願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、本日の会議録に署名する委員は、5 番の井沼委員、2 番の
飯盛委員にお願いをいたします。

÷÷÷÷÷

岩本教育長 続きまして、前回の会議録の確認をいたします。
何かございますでしょうか。

(訂正等発言：なし)

特にないようですので、了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、了承することといたします。

÷÷÷÷÷

岩本教育長 次に、教育委員会に対し、請願が提出されましたので、請願 7 第 3 号、
「藤沢市立富士見台小学校における水泳授業の安全確保に関する請願」
を議題といたします。

書記の説明を求めます。

一柳教育総務課主幹。

一柳教育総務課主幹(書記) 請願 7 第 3 号「藤沢市立富士見台小学校における水泳授業
の安全確保に関する請願」について、説明いたします。(議案書参照)

議案書は、1 ページから 3 ページまでとなります。議案書 3 ページを
ごらんください。

請願者は、配付資料のとおりでございます。

1 ページにお戻りいただき、請願事項につきましては、1. 藤沢市立
富士見台小学校において使用不能となっている学校プールについて、修

理の可否及び今後の見通し（時期・方針）を明確に公表してください。

2. 現在実施されている藤沢市立長後中学校の屋上プールを使用した水泳授業について、小学校低学年児童に対する安全性を再検証してください。

3. 安全が十分に確保できない、またはプール修理の見通しが立たない場合には、当該校における水泳授業の実施を一時的に取りやめる判断を行ってください。でございます。

請願理由、請願書提出日、請願者につきましては、記載のとおりでございます。

以上で請願の説明を終わります。

岩本教育長

書記の説明が終わりました。

次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

藤津学校施設課長。

藤津学校施設課長

この請願に対する藤沢市教育委員会事務局の考え方につきまして、ご説明いたします。

富士見台小学校のプールにつきましては、令和5年当時、老朽化が進んでいたことから、令和5年3月制定の「学校プール集約化に関する方針」に基づき、学校間の共同利用として、長後中学校のプールで水泳授業を始めたものでございます。

この方針においては、学校プールの課題として、1つ目に、市内小中学校の約7割のプールが、設置から40年以上を経過しており、今後も水泳授業を安全に実施していくためには、計画的な改修が必要となりますが、財政上の負担が大きく、全ての学校プールを改修することが困難な状況であること。

2つ目に、屋外プールであることから、使用期間が夏場のみと短期間の割に、日常的に水質管理等を行う教職員の負担が大きいことなどが挙げられております。

これらの課題を解決するために、令和2年3月に、文部科学省が作成しております「学校施設の集約化・共同利用に関する取組事例集」に記載されている他自治体の事例などを参考にしながら、「学校間の共同利用」、「市営プールの活用」、「民間プールの活用」の3つの手法により学校プールの集約化を図ることとしたものです。

次に、中学校のプールを小学校児童が利用する際は、小学校のプールより中学校のプールのほうが水深が深いことに十分注意する必要があります。

そのため、長後中学校での共同利用に当たりましては、プールの水量

を調整する機能を持つプール水位計を設置し、底上げをするプールフロアを導入しております。

また、プール授業時の人員配置を、学校、教育指導課、教育文化センターで検討するなど、令和5年度の開始時から、安全性について確認をしております。

水泳授業実施の一時的な取りやめについてですが、本市における水泳授業につきましては、本市が海に面する地理的条件を踏まえまして、基礎的な泳力を身につける必要性は高く、学習指導要領に定められた指導内容や目標に基づき、引き続き実施をしていくことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても、水泳授業を実施する際には、施設面からだけでなく現場の教職員と連携して、安全性に最大限の配慮をしながら取り組んでまいります。

以上でございます。

岩本教育長

請願に対する事務局の説明が終わりました。

まず、事務局に対する質問がありましたら、お願いをいたします。

井沼委員。

井沼委員

ご説明ありがとうございました。

私からは、安全面のことに対して聞きたいのですが、プール底にプールフロアを設置されているということですが、こちらに関しては、何センチぐらいのプールフロアであるのか、あと、プールフロアを設置した場合、動く心配があると思うのですが、それと、あと、プールフロアを設置して水を張った場合、プールサイドから、子どもたち、低学年の児童が上がるような水位であるかということをお聞きしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

岩本教育長

鹿児島教育文化センター長。

鹿児島教育文化センター長

申し上げます。プールフロアについてですが、プールフロアの高さそのものは三十数cmとなっております。こちらのプールフロアを、主にプールサイドに置きまして、プールサイドから上がる時の踏み台としても活用しております。

長後中学校のプールの深さですけれども、満水時の後方ですと0.9mとなりますので、30cm底上げをしますと60cm弱ということになりますので、水の浮力も借りながら上ることは、通常の場合はできる状態になっております。

また、プールフロアがずれないかなどのご心配もあろうかと思ひます

が、ただ沈めるだけではなく、底におもりを設置する仕組みになっておりますので、通常の利用では動かない状態となっております。

以上でございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員 ご説明ありがとうございます。

令和5年度から富士見台小学校の児童が長後中学校のプールを利用しているというところですが、その間、3年間、子どもたちの感想や意見は、どのようなものがありますでしょうか。お尋ねいたします。

岩本教育長 鹿兒嶋教育文化センター長。

鹿兒嶋教育文化センター長 長後中学校のプールを利用した児童の感想ということでございますが、申し訳ございません、感想について、直接学校に伺っている話は、手元にはございません。

ただ、水に対する不安というのは、どこのプールにもありますけれども、長後中学校のプールを使用したから、そのために何か、という特段の情報は、学校からは得ていない状況でございます。

種田委員 ありがとうございます。楽しかったとか、あるいはいろいろな意見があると思いますが、また、聞いていただけたらうれしいなと思います。よろしくをお願いします。

岩本教育長 藤津学校施設課長。

藤津学校施設課長 失礼いたしました、令和5年当時、長後中学校のプールを使用し始めた際に、富士見台小学校の児童並びに保護者の方からアンケートを取っておりまして、この中では、回答数が児童からは421という形になっておりますが、「楽しかった」が334、「楽しくなかった」が21、「わからない」が66という形で、意見はそれぞれいろいろとあったような形でございます。

種田委員 ご報告ありがとうございます。大半の児童が「楽しかった」というところでしょうかね。ありがとうございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員 ご説明ありがとうございました。

一部、安全面にかかわる話かと思いますが、特に低学年に関しましては、例えばプールに入る前、またプールから上がった後に着替えをしたりとか、いろいろ時間がかかったりとかするのではないかと思います。これが、近いところではあると思いますが、学校内ではなくて、別のところに移動してとなると、ますます授業時間に食い込んだりとか、学習

時間を確保するのが困難な状況かもしれませんが、そのあたりのご配慮というのは、何かございますでしょうか。

岩本教育長 鹿児嶋教育文化センター長。

鹿児嶋教育文化センター長 プールに入る前、出た後というところがございますが、自校のプールに比べますと、当然移動時間などがかかってしまうということは正直ございます。低学年のプール学習の実態から申し上げますと、そもそも自校のプールで授業を行うときも、着替えであるとか、プールの入り方であるとか、水に入るまでの指導はいろいろと多くございますので、実際は、水慣れ程度の内容が中心になって、水遊びから水泳につなげていくような形になりますので、そういう面から、もちろん自校のプールよりは時間が少なくなってしまうかもしれませんが、目的としては達成できているかなと考えております。

飯盛委員 ありがとうございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

石井委員 ご説明ありがとうございます。

私からは、監視される先生方の配置とか人数とか、どのような感じでやっていたらいいのかということをお伺いしたいのと、あと、私たちもプールから出るときに、手すりがなかったりとか足場が少なかったりすると、ヨッコイショという感じで大変な思いをして出たりすることもあります。小さいお子さんたちは、中学生のものをお使いになるときに、その辺は大変ではないのかなというのと、あと、目などを洗ったりするときも、ちょっと踏み台が必要だったりとか、そういったこともあるのかなと思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。

岩本教育長 大村教育指導課指導主事。

大村教育指導課指導主事 1点目の監視につきましてですが、通常は、監視のみに当たる教員を1名、指導と監視を兼ねる教員を1名、それ以外にプール指導に当たる教員が、クラス数に応じて数名といった体制です。

富士見台小学校については、特に深いほうに行かないように、指導と監視に当たる教員がプールの中に立つなどの体制をして工夫しております。

岩本教育長 鹿児嶋教育文化センター長。

鹿児嶋教育文化センター長 補足させていただきます。中学校のプールということで、ほかにも手洗いとか、目については、最近扱いは違うところもございますけれども、場合によってはサイズが違うということはあろうかと思っております。

一番の違いとしましては、プールに入るための手すりや階段のつくりですね。それについて小学校の形に比べて、足を掛けるところが、ちょっと小さ目になっているので、どちらかというと、先ほどのプールフロアを使った台から上がるということが通常の動きのようになっております。

いずれにせよ先生方の工夫も重ねられて、子どもたちは問題なく出入りできるようにしているところでございます。

石井委員 はい、ありがとうございます。

岩本教育長 ほかにいかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員 もう一つお聞きしたいのですが、今、プールの集約を進めているということですが、富士見台小学校の、——ほかの小学校もそうですが、修理、今後の見通しについて教えてほしいのですが、お願いいたします。

岩本教育長 藤津学校施設課長。

藤津学校施設課長 プールの集約化につきましては、先ほどご説明させていただきましたように、民間プールの利用、市営プールの利用、学校間の共同利用、この3つの手法により現在実施しているところでございますが、児童の時間の確保といった面から、移動に時間がかからない距離における集約化というところで実施させていただいております。

今後もし、そのほかの学校が、自校のプールではないところで実施する場合には、移動手段、例えばバスですとか、そういった移動手段を考えていかなければならないと考えておりますので、それにつきましては、また、予算措置等も必要になってまいりますので、現状では、また別途考慮しなければならないかと考えております。

学校プールの修繕につきましては、やはり大規模な工事となることから、複数校を同時に実施することは非常に困難でございますので、できるだけ着実に修繕を、1校ずつという形にはなるかと思っておりますが、着実に進めてまいりたいと考えております。

岩本教育長 ほかにいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員 もう一点だけお尋ねしたいのですが、このプールの使用について、保護者への説明とかはどのようにされているのでしょうか。

岩本教育長 鹿兒嶋教育文化センター長。

鹿兒嶋教育文化センター長 保護者への説明は、おおむね過去と同じで、水泳学習の注意事項の説明が中心でございますが、その中で、長後中学校のプールを

利用することについても触れているという状態でございます。

種田委員 その説明は、皆さん、保護者の方を集めて、対面ですか。それともメールとかでしょうか。

鹿児島教育文化センター長 水泳を行うときは、年間の最初に、水泳の注意事項を家庭に配るとともに、承諾をいただくという形をとっております。その資料の中に記載しているという形でございます。

種田委員 ありがとうございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

(質問等：なし)

それでは、事務局への質問は、以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

次に、請願に対する各委員からのご意見をお願いいたします。

井沼委員。

井沼委員 私の意見ですけれども、安全面に関しては、先ほど事務局からご説明があったとおり、プールフロアを使用し、プールフロアを置くような状況にもなっている。あと、プールフロアを使用すると、深さ60cmぐらいのところになるということで、安全面に関してもしっかりと確保されているということ。また、修繕等々に関しても、今ご説明にあったように、予算がつき次第、順次直していくということも含めまして、また、職員の配置に対しても、安全に対して配慮しているというところを含めまして、今回の請願に対する私の意見といたしましては、「不採択」とさせていただきます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

種田委員。

種田委員 今いろいろ質問をさせていただいて、保護者への説明あるいは児童への説明も、安全面も整っていると思いますので、この請願については、「不採択」とさせていただきます。

岩本教育長 ありがとうございます。

飯盛委員。

飯盛委員 私も、お二人と同じ意見でございます。安全性につきましては、装置(ハードウェア)につきましてもそうですし、あと、授業の時間とか、先生方の管理など、そういうソフトの面も含めて、安全性は確保されていると判断をいたしますので、請願につきましては、「不採択」でいいのではないかと考えます。

以上でございます。

岩本教育長 ありがとうございます。

石井委員。

石井委員

私も、請願者の方の心配なお気持ちには、十分に感じ入るところではありますが、プールについては、速やかな修理はなかなか難しい状況であるということと、それからあと、今お話を伺いますと、安全面にも十分配慮され、先生方のご配慮みたいなものも感じられますので、これからも心配なことに關しては、一つずつ質問をしていただいたりしながら構築していただければいいのかなと思いますので、今回の請願については、「不採択」と私は思います。

岩本教育長

ありがとうございました。

皆さんからご意見をいただきましたので、採決に移りたいと思います。

ご意見をまとめますと、プールの安全性ということに關しては、今説明があったように、とられているのではないかということがあり、ただ、このような請願が出てくるということは、この集約化に対する周知が十分ではなかったということもあるのではないかと思いますので、今回の、この請願に關して言うならば、この集約化について、今後、安全性についての説明は尽くしていただきたいということを付け加えまして、今回、この請願につきましては、「不採択」ということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、採決いたします。

請願7第3号「藤沢市立富士見台小学校における水泳授業の安全確保に關する請願」は、「不採択」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、請願7第3号「藤沢市立富士見台小学校における水泳授業の安全確保に關する請願」は、「不採択」といたしました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、次に請願7第4号「藤沢市内の小中学生の家庭(生徒)が学び方の選択を可能にすることを求める請願」を議題といたします。

書記の説明を求めます。

一柳教育総務課主幹。

一柳教育総務課主幹(書記) 請願7第4号「藤沢市内の小中学生の家庭(生徒)が学び方の選択を可能にすることを求める請願」について、ご説明いたします。

(議案書参照)

議案書につきましては、4ページから7ページまでとなります。議案書4ページをごらんください。

請願者は、配付資料のとおりでございます。

請願項目につきましては、1) 第一義的責任者（保護者）へ修学旅行などと同様に、ICT教育について対面での説明会を実施すること。

2) 『学習用端末借用における同意書』に「借用しない」、『ICTを活用した教育活動における個人情報保護の取り扱い』の承諾書に「承諾しない」の項目も付け加え、その場合の対応を明記すること。また、これを毎年4月に配付すること。でございます。

請願理由、請願書提出日、請願者につきましては、記載のとおりでございます。

なお、請願者から、藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述の申し出がございます。

以上で、請願の説明を終わります。

岩本教育長

書記の説明が終わりました。

藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項において、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる」と規定されております。

請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いいたします。

井沼委員。

井沼委員

「委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べるができる」という規定がございますし、私は、陳述を認めてよろしいかと思えます。

岩本教育長

はい。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員

私も同じ意見でございます。

岩本教育長

はい。

種田委員。

種田委員

種田も同じ意見です。

岩本教育長

はい。

石井委員、よろしいですか。

石井委員

はい、同じです。

岩本教育長

それでは、請願者からの意見陳述については、許可するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、請願者からの意見陳述については、許可することといたします。

それでは、請願者の方は、意見陳述席までお願いをいたします。

[職員誘導：請願者陳述席へ移動・着席]

意見陳述について、説明をいたします。

請願者は、本請願における意見陳述を5分以内でお願いをいたします。
陳述は、着座のままお願いをいたします。

なお冒頭、自己紹介をお願いいたします。

5分になりましたらベルが鳴りますので、速やかに終了をお願いいたします。

意見陳述が終了いたしましたら、請願者席にお戻りいただきまして、委員による請願の審議を行います。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

請願者

本日は、発言の場をいただき、ありがとうございます。私は、市内の中学生の母親です。

私は、7年前、藤沢市で1人1台のタブレットが配付される前から、成長期のICT教育について心配がありました。

そして、周囲の母親たちと、そのことについて調べていくうちに、この教育は慎重に進めていかなければならないものだということがわかり、急遽、お手元にある嘆願書を作成し、2020年9月より各機関との対話に踏み切りました。

この時点でも、私たちはタブレットを配付する前に保護者への説明会と、同意を求める必要があると、学校、教育委員会に要望しましたが、説明書を配付する、国で決められたことなので、承諾を得るものではないと回答され、2020年9月・中学校、2021年3月・小学校にタブレットが配付され、ICT教育が始まりました。

その後も対話を重ね、2021年3月19日、ちょうど5年前の本日、文部科学省、経済産業省、総務省との対話の場では、学習指導要領は大枠であり、必ずしも従う必要はない、教育には多様性が必要、タブレットの使い方やICT教育の進め方は自治体に任せているため、話し合ったほうがいいと助言を受け、再度、藤沢市教育委員会に戻りました。

ところが、今度は、学校と担任の先生に任せているとなり、学校、担任の先生に、その旨を伝えると、困惑されていました。

その反応から、この教育の責任の所在はどこにもないと途方に暮れました。

しかし、本質を見ていけば、大人たちが決めた、この教育の責任は、子どもの、その人生においてとるしかない気がつき、ならば、成人まで子どもの人生を預かっている私たち保護者がその責任を果たしたいと

思うようになり、今回の請願に至りました。

この請願は、ICT教育の是非を問うものではありません。私たち保護者が、目の前の育ち行く我が子を見て、適切な時期に適切な教育が子を受けられるよう、その親が義務を果たすための必要な権利の主張です。

まだ未成年である子どもの保護者が、子どもに代わり、それを判断し、選択していく必要があります。

数日間の修学旅行や八ヶ岳研修には対面での説明会があり、質問や意見交換ができます。また、承諾書には「参加する・しない」の家庭の意思を確認する文書もあります。

ところが、この年間を通して行われているICT教育については、始まってから今日まで、対面での説明会は一度もなく、保護者の意思を確認する文書もないのです。

請願書にある義務に加え、学習のツールとして配付された1人1台のタブレットは、効果的であるとされる一方で、授業中の目的外使用に始まり、いじめや盗撮など犯罪のツールとして使われる事件が増えています。

それは、カッターナイフと同じで、子に渡す時期を間違えれば、自分自身も周りも傷つけるおそれのあるものだからです。その子が、幾ら手先が起用だからといって渡しっ放しにする親はいません。使う際は、そばで見守ります。そして、ある程度の考える力、感情をコントロールする力がついたのを見極め、管理を任せます。

そのため、カッターナイフよりもさらに未知とも言えるICT教育が子にどのようななされ、どのように子が育っているのか、定期的に先生と保護者が情報を共有し、ともに対応していく必要があります。

その上で、保護者が適切な時期に選択をしていくことができれば、少なくとも致命的な傷を子に残すことは避けられると考え、2つの請願を出しました。

以上が、請願に至る経緯並びに理由と目的です。

最後に一言、対話のために学校に何度も伺う中で、現場の先生方の想像を超えた忙しさを目の当たりにし、先生方も経験のない、この新しい教育を前に、立ち止まって考える余裕が、時間的、肉体的、精神的にも厳しい現状がありました。

その中で、先生方は一生懸命子どもを守ろうとくださっている努力を見ました。その姿から、私たちは学校や先生たちに任せてきたことを反省し、自ら考えていく大切さを学びました。主体性を育てる学びは、主体的に生きる大人の姿からでしか学べないことは、ここにいる大人全

員が承知していることだと思います。

子どもにかかわる大人が、自ら感じ、考え、行動するという主体的な姿を、対話する大人同士の姿を、子どもたちに見せることは、この誰も経験したことのない教育を子どもに提供する私たち大人の責任ではないでしょうか。

以上、陳述を終わります。

岩本教育長

それでは、請願者の方は、請願者席までお戻りください。

[職員誘導：請願者席へ移動・着席]

次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

石田教育部参事。

石田教育部参事

請願7第4号「藤沢市内の小中学生の家庭（生徒）が学び方の選択を可能にすることを求める請願」につきまして、ご説明いたします。

この請願は、1点目として、第一義的責任者（保護者）へ、修学旅行などと同様にICT教育について、対面での説明会を実施すること。

2点目として、『学習用端末借用における同意書』に「借用しない」、『ICTを活用した教育活動における個人情報保護の取り扱い』の承諾書に「承諾しない」の項目も付け加え、その場合の対応を明記すること。また、これを毎年4月に配付することを求めるものでございます。

まず、現在の学校教育におきましては、学習用端末を活用しておりますが、これは「学びを深める」ための道具の一つであると考えております。ICTだけに偏るのではなく、これまでどおりノートに書くこと、友達と議論をすること、実際に体を動かす体験を大切にしながら、バランスのよい教育を進めております。

次に、1点目の、対面での説明会の実施について、本市立学校では、教育基本法に基づき、学校教育法に定められた情報提供の一環として、年度の初めに開催している保護者説明会において、教育活動の方針等について一括してご説明しておりますが、具体的な学習内容や学習方法についての説明は、学校ごとに判断し行っております。

なお、学習用端末の利用に当たっては、使用目的や使用上の注意事項等について、教育委員会から保護者の方々に対して、保護者連絡ツールを活用して周知を行っております。

また、修学旅行や校外学習については、学校外の活動となることから、主には旅行中の病気やけがの対応、食物アレルギー等の情報共有などの健康管理や、キャンセル料、保険の適用範囲、緊急時の連絡ツールなどのリスク事案への対応等ルールと規範づくりをお知らせする機会として実施をしております。

続いて、2点目の「同意しない」、「承諾しない」の項目を付け加えることについてでございますが、GIGAスクール構想の基に整備した学習用端末について、本年度、中学校と白浜養護学校において、端末の更新をいたしました。その際に、これまで取得していなかった「学習用端末借用に関する同意書」を取得することといたしました。

これは、これまでの端末の使用状況や端末故障件数などを考慮して、生徒だけではなくご家庭においても、市から貸与される学習用端末であることを踏まえて、丁寧に扱ってほしいという思いで導入したものでございます。

現在、学校では、GIGAスクール構想のもと、生徒が自分の考えをリアルタイムに共有して、他者の意見を参考に学習を始めたり、調べたことをまとめ、授業で大型テレビ装置を用いて提示しながらの発表を行ったりするなど、学習における端末活用が進んでおります。

教育委員会といたしましては、全ての生徒に学習用端末を使ってもらいたいと考えていることから、借用については、「同意していただく」ことを前提に同意書を作成しておりますが、借用に同意しない場合については、学校に相談していただくことで「同意しない」意思表示が確認できると考えております。

その際、学校においては、まずは、端末利用についてご理解を得られるようにご説明をしておりますが、それでも同意いただけない場合は、端末を利用しない際の生徒の学び方を個別に相談させていただいております。

学習用端末借用の同意書につきましては、今後、毎年4月に配付予定であり、また、小学校については、今後、学校と相談しながら、令和8年度中に導入をし、こちらも毎年度配付をすることを予定しております。

次に、ICTを活用した教育活動における個人情報保護の取り扱いの承諾書に「承諾しない」の項目も付け加え、その場合の対応を明記することについてでございますが、学習用端末を運用するに当たり、Google Workspace for Educationというアプリケーションのアカウントを使用するため、アカウントの作成の際に、児童生徒の氏名の登録を行っており、その際に、氏名や所属学校及び学年、学習履歴、操作履歴などICTを活用した教育活動における児童生徒の個人情報を取り扱うことから、個人情報に関する同意の承諾書を提出していただいております。

承諾しない場合は、提出しないことをもって判断しており、その際には、氏名などを利用せず表示名は学校名と学籍番号にするなどの対応をしております。

なお、この承諾書につきましては、入学時に配付し、保護者に提出をいただいているものです。

以上で、「藤沢市内の小中学生の家庭（生徒）が学び方の選択を可能にすることを求める請願」の説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

岩本教育長

請願に対する事務局の説明が終わりました。

まず、事務局に対する質問がありましたら、お願いをいたします。

井沼委員。

井沼委員

ご説明ありがとうございました。

このICT教育に対して、対面での説明会は、年度当初に学校説明会の中で行われているということですが、こちらは、再度というか、改めて行うことがあるかということと、あと、個人情報取り扱いのところですが、やはり個人情報というのは大切なものだと思いますので、ここに関しては、承諾しないというものも入れていかないと、今後問題になってしまうのかなというところもありますので、そのところはやってほしいなということと、あと、今使っているタブレットですけども、今後は、主体的に使っていくのか、それとも教材、副教材として使っていくのかというところに対してお尋ねしたいと思います。

岩本教育長

齋藤教育総務課指導主事。

齋藤教育総務課指導主事

質問の3点について、お答えしたいと思います。

まず、1点目の説明会を今後実施するかに関しましては、基本的には、年度初めに行っているものがございますので、そちらのほうで説明をする形になるかなと考えております。

2点目の個人情報の「承諾しない」の欄につきましては、こちらは、欄を設けるのではなくて、しない場合は、こういう形で対応させていただきますというところを明記させていただければと考えております。

3点目の、タブレットを全面的に使うかということに関しましては、やはり道具の一つであると考えておりますので、授業の目的を達成する上で、必要に応じて使っていくような形を考えています。

井沼委員

ありがとうございます。そのタブレットを使っていく中で、この定例会でも、今後ガイドラインを作成していくとありましたけれども、改正、改定していく中で、どのようなところを改定したのか教えていただきたいと思います。

齋藤教育総務課指導主事

ICT機器を使う上でのガイドラインにつきましては、今、改定を進めているところになります。

文科省の示しているガイドブックでも、30分に1度、20秒以上遠くを

見るであったりとか、端末との距離を30cm以上離しましょうとかというところもありますので、そういうものも加えながら、健康にも留意しながら有効に使える形で示していければと考えております。

岩本教育長 高瀬教育総務課主幹。

高瀬教育総務課主幹 先ほどの1点目のご質問について、補足をさせていただきます。

I C Tの使い方などの説明につきましては、先ほどの年度初めに開催している保護者説明会ですけれども、こちらの教育活動の方針等について、いろいろ一括してご説明をさせていただいておりますが、具体的な教育内容や教育方法、I C Tの利用方法なども含まれますけれども、こちらの説明をするかどうかということは、学校ごとに判断をし、行っているという状況でございます。

井沼委員 学校ごとにご説明をするのもあると思いますけれども、藤沢市として統一的な意見としてまとめる必要があるというお考えはあるのでしょうか。ご意見をお聞かせください。

高瀬教育総務課主幹 学校の説明会の中では、ほかにもいろいろな説明すべき事項があるというところで、一概にI C Tの説明を必ずするという事は、学校によっては難しいところがあるかなと考えております。

その中で、教育委員会としては、先ほどもご説明させていただきましたとおり、学習用端末の利用に当たりまして、使用目的ですとか使用上の注意などについて記載をさせていただいた文書を、教育委員会から保護者の方一人ひとりに対して、文書という形で配付をさせていただいておりますので、そちらをもって代えさせていただいているというか、そちらで補足をさせていただいているような状況でございます。

岩本教育長 ほかにはいかがでしょうか。

飯盛委員。

飯盛委員 ご説明ありがとうございました。いろいろと状況を理解いたしました。

今、タブレットのI C T教育につきまして、大体で結構ですので、授業のどれくらいの割合で使われて、学校によって全然違うと思いますけれども、どれくらいの割合で使われていて、例えばこういった内容で使われることが多いとか、そういった情報をお持ちでしたら教えてください。

岩本教育長 伊勢教育指導課指導主事。

伊勢教育指導課指導主事 割合というところで、学年、教科によっても、また異なるかなと思いますが、例えば小学校ですと、担任が様々な教科を指導しておりますので、例えば一つの教科として社会科、社会科は積極的にI C Tの活用をしていこうという形で、まだ使い始めですので、使い方とかも

併せて指導できるように、そのような形でやっているケースがありました
たり、特にデジタル教科書が導入されている外国語に関しては、ほかの
教科に比べて使用頻度は高めになっているかなと捉えております。

飯盛委員

ありがとうございます。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。種田委員。

種田委員

説明ありがとうございます。

私としては、このICTのデジタル機器、学習の一つの道具だと思う
のですが、これを、学習の道具としてちゃんと使えば問題はないのかな
と思いますが、それをどうしても悪用する児童生徒が出てくるような気
がします。

今いろいろネット依存とか、そういう状況になっているお子さんがい
らっしゃるといふふうなお話を聞いています。そういう事態に対して、
教育委員会や学校ではどのように対応していらっしゃるのか、お尋ねし
たいと思います。

岩本教育長

齋藤指導主事。

齋藤教育総務課指導主事

学習の道具として入れております。やはり悪用するというか、
一応はWebフィルタリングなど、そういうものにアクセスできないよ
うな形で制限等も進めております。

また、使い方が悪いというか、違う使い方をしている場合には、経緯
とかを聞きながら、児童生徒に指導も入れてもらっているところです。

あと、併せて、情報モラル教育という形で「GIGAワークブックふ
じさわ」というものも導入しておりますので、その中にも、使い方につ
いての記載もあります。そういうものを使いながら、情報モラルのほう
も徹底していきたいと考えております。

種田委員

ご説明ありがとうございます。ネットを上手に使える学習できると思
いますが、そうじゃないと、ちょっと大変なことになる児童生徒の方も
いらっしゃるのかなと。また個別に対応していただけたらと思います。
よろしく願いいたします。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。石井委員。

石井委員

ご説明ありがとうございました。今、請願者の方のお話を伺っており
ますと、やはり現場、教育現場ですね。それから、あと親御さんの思い
とか、教育の場を指導していく立場の教育委員会とか国とか、そういっ
たおのおの考え方の、おのおのの情報が十分にお互いに行き渡らない
というところが、少し今回の問題を生んでいるのかなとも、私は思った
のですが、今後、このような状況に関しては、お互い、どのように周知

していく工夫をされる予定でいらっしゃいますでしょうか。もしご予定があれば教えてください。

齋藤教育総務課指導主事　やはり情報共有ということは、とても大事なものかなと考えております。保護者の方に、安全に使っていただくためのプリントもありますし、あと文科省が出しているリーフレットもありますので、そういうものも共有しながら、学校だけではなくて家庭と一緒に子どもの健康を守りながら、道具、タブレットを使っていければと考えております。

石井委員　ありがとうございます。

岩本教育長　ほかにはいかがでしょうか。

(質問等：なし)

それでは、事務局への質問は以上でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

次に、請願に対する各委員からのご意見をお願いいたします。

石井委員。

石井委員　今、間近でお話を伺っていて、請願者の方の熱い思いも受け取ることができました。ただ、いろいろな工夫を、まだ手探りではありますが、教育現場でも一生懸命広げていっているところでもありますので、正しい使い方とか、そういったものを十分に周知しながら行っているということですので、私は、制限してしまうことばかりが、いろいろな抜け道もそこで生まれてしまうという識者の方の文書も拝見したりしましたので、少しずつ進めていながら、みんなで開拓していくことができたらいいのかなと思います。

ただ、承諾書とか、そういったことに関しては、非常に大切な個人情報などが入っていますので、既に行っているとは思いますが、十分な管理などを、いま一度確認していただけたらいいかなと思います。

ですので、私は、今回の請願については、「不採択」としたいと思いません。

岩本教育長　ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。飯盛委員。

飯盛委員　お話を伺いまして、私も、この請願に関しましては、「不採択」ということでいかがかと思っております。

I C T教育については、そのバランスを含めて検討をされているということでございますし、あと、いろいろな同意書などにつきましては、個別相談で対応はしているということでした。

ただ、請願者の方の、本当に子どもさんに対する思いというものは十分伝わってまいりました。

なので、請願としては「不採択」ではございますけれども、保護者の方々に対してきちんと向き合って、十分な説明をしていくべきだと感じました。

以上でございます。

岩本教育長

ありがとうございました。

種田委員。

種田委員

請願理由を述べていただいて、保護者の思いがよくわかりました。

ただ、学校としてもICT教育を進めていくというところがあると思うので、今ご説明いただいたようにバランスのよい教育、ICTだけではなくていろいろなものを使いながら、また、他者の意見を取り入れるときは、やはりICTのデジタルがとてもいい仕事をしているなということも、授業参観等に行ったときに感じております。

また、本当にご心配なときというか、ご心配なご家庭では、個別に対応してくださるということなので、お気持ちはよくわかりますが、今回は「不採択」とさせていただきたいと思います。

岩本教育長

ありがとうございました。

それでは、井沼委員。

井沼委員

私も、一保護者といたしまして、請願者の保護者としての思いというのは、十分伝わってまいりました。

このICTに関しましては、今それぞれの委員さんがおっしゃったように、バランス良く使っていくこと、これはICTだけではなく手で触って、また読み書きをするということも一緒にやっていくところ、また、個人情報に関してのところも、「承諾します」、「承諾しない」だけではなく、「承諾しない」という、その理由のところも明記をしていただけるということもありました。

今後、学校だけではなく保護者も一緒に、こういった問題を話し合っていくことが大切だと思っております。

ただ、今回の件に関しては、先ほどからの委員のご意見と同様に「不採択」とさせていただきます。

ただ、こういった「思い」というのは、今後もつなげていって、教育委員会、学校、家庭というところで共有していければいいかなと思っております。

以上です。

岩本教育長

ありがとうございました。

それでは、皆さんのご意見をいただきましたので、採決に移りたいと思います。

皆さんのご意見の中で、請願者の方の思いというのは十分我々に伝わったということ、私も同じでございます。

そんな中で、4人の委員の方は、「不採択」というご意見でございますけれども、今回、これが挙がってきたことに関して言うならば、先ほどの請願と同じように、やはり説明が不足しているという部分はあろうかと思えます。年度初めの説明の具体内容については、学校ごとの説明ということでございますので、教育委員会としても、この辺のところがどのように行われているのかというのは、注視することが必要ではないかと思えます。

それで、選択性ではないにしても、「使わない」という意思に関しては、個別対応の用意があるという説明がございましたので、今回、この請願の趣旨全てを一つ一つ照らしますと、これは「不採択」という結論で、皆さんよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、採決をいたします。

請願7第4号「藤沢市内の小中学生の家庭(生徒)が学び方の選択を可能にすることを求める請願」は、「不採択」ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、請願7第4号「藤沢市内の小中学生の家庭(生徒)が学び方の選択を可能にすることを求める請願」は、「不採択」といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、これより議題に入ります。

議題(1)「教育長職務代理者の指名について」を審議いたします。(議案書参照)

議案書の8ページをごらんください。

この議題につきましては、井沼委員の教育長職務代理者としての任期が、2026年3月31日をもって満了となることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、教育長職務代理者の指名を行うものでございます。

職務代理者は、会議の主宰だけでなく、具体的な事務執行についての職責を負うことになるため、その任に堪え得る委員を教育長が指名することとなっております。

熟考の上、今回は、幅広い見識を有しておられます飯盛委員を指名したいと思います。

任期は、2026年4月1日から2027年3月31日までの1年間といたします。

す。

どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、飯盛委員から、一言お願いをいたします。

飯盛委員

ただいま教育長からご指名がありましたとおり、4月から教育長職務代理者を務めさせていただくことになりました。精進いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

岩本教育長

飯盛委員、ありがとうございました。

それでは、この議題については、以上といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、議事に入ります。

議事に入ります前に、議案第42号「教育委員会事務局職員の人事異動について」につきましては、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がないようですので、議案第42号につきましては、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、議事に入ります。

議案第36号「藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について」を上程いたします。

生涯学習部の説明を求めます。

浅野スポーツ推進課長

議案36号「藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規則の一部改正について」、ご説明申し上げます。（議案書参照）

議案書の9ページをごらんください。

今回、この議案をご提出いたしますのは、市、国、神奈川県、又は公共的団体等が夜間照明設備を使用して開放施設を利用する場合の規定追加等のため、ご提案を申し上げますのでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げます。10ページの公布文をごらんください。

第7条第2項中「する団体」の次に「、市、国、神奈川県若しくはこの市の区域内において体育関係の活動をしている公共的団体又は市長が別に定める団体」を加え、同条に記載の第3項を加えるものでございます。

また、第8条第5項及び第19条につきましては、規定の追加に伴い文言の整理を行ったものでございます。

附則につきましては、施行日を令和8年4月1日からと定めるもの
でございます。

11ページ以降は、参考に新旧対照表を添付しておりますので、併せて
ごらんください。

以上で、議案第36号についてのご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

岩本教育長

生涯学習部の説明が終わりましたが、議案第36号につきまして、ご意
見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、特にないようですので、原案のとおり決定することにご異
議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第36号「藤沢市立学校体育施設の市民利用に関する規
則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、続きまして、議案第37号「藤沢市立学校教職員服務規程の
一部改正について」及び議案第38号「藤沢市教育委員会事務局組織等規
則の一部改正について」につきましては、関連がありますので一括して
上程したいと思います。

それでは、事務局の説明を求めます。

清水学務保健課長。

清水学務保健課長

議案第37号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」及
び議案第38号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」、
ご説明申し上げます。(議案書参照)

最初に、議案第37号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正につ
いて」につきまして、議案書の13ページから21ページに記載をしてお
ります。

この議案書を提出いたしましたのは、人事記録に関する規則第2条に
規定する勤務記録カードにつきまして、電子化により職員からの提出が
不要となったこと、及び身分証明書の有効期限について、藤沢市職員服
務規定との整合を図るため、所要の改正を必要とするものでございます。

改正の内容につきましては、まず、議案書17ページの新旧対照表をご
らんください。

職員本人が作成していましたが勤務記録カードに関する条文を削り、併
せて、削ったことによる本文の条番号ずれを改めるほか、勤務記録カ
ード追加変更報告書の様式について、電子化により変更が生じることから、

改正するものでございます。

次に、議案書の18ページをごらんください。

教職員の身分証明書につきまして、これまで10年ごとの更新制としておりましたが、藤沢市職員服務規程との整合を図り、更新制を廃止するため改正するものでございます。

続きまして、議案第38号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」、議案書の22ページから24ページをごらんください。

この議案書を提出いたしましたのは、議案第37号の「藤沢市立学校教職員服務規程」の改正に伴いまして、所要の改正をする必要によるもので、別表で引用する条番号がずれたため、改めるものでございます。

施行日は、議案第37号、議案第38号ともに、令和8年4月1日でございます。

以上で、説明を終了いたします。

よろしく御審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第37号及び議案第38号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

37号の、教職員の勤務記録カードというものが、デジタルになったということでしょうか。

岩本教育長

清水課長。

清水学務保健課長

学校の教職員、県費負担教職員でございますが、任命権者は県ですけれども、県で、今まで紙で取り扱っていた勤務記録カードを、全て電子化するというところで、この1月から運用が始まっているところでございます。

種田委員

そうしますと、教職員の方は、やりやすくなったということでしょうか。

清水学務保健課長

これまで、一番最初に勤務記録カードを自分で書くときには、氏名と、あとは学歴、職歴等書くところを、同じものを3部手書きで書く必要がございました。それが、全部同じものを、学校の異動ですとか、そういったものについても書くところがあったので、かなりの負担軽減につながっていると思います。

種田委員

教職員の方の職務の負担軽減になっているのならうれしいなと思えました。ご説明ありがとうございます。

岩本教育長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようですので、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第37号「藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について」及び議案第38号「藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第39号「藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について」及び議案第40号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」につきましては、関連がありますので、一括して上程いたします。

事務局の説明を求めます。

石田教育部参事。

石田教育部参事

それでは、議案第39号及び議案第40号を一括して、ご説明申し上げます。まず、議案第39号「藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について」、御説明申し上げます。(議案書参照) 議案書の25ページをごらんください。

この議案を提出したのは、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称変更に伴う規定の整備を図るため、所要の改正をする必要によるものでございます。

改正する内容につきましては、議案書の27ページ、新旧対照表をごらんください。

第3条の表に定められている「一般事務員」を「事務員Ⅰ」に、「事務補助員」を「事務員Ⅱ」に名称変更するものでございます。

名称変更をする理由でございますが、本市における会計年度任用職員制度の導入から5年目を迎え、改めて本制度の検証を行い、職種の見直しや一般職員との業務領域を整理したことに伴い、変更を行うものでございます。

続きまして、議案第40号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」、ご説明申し上げます。(議案書参照)

議案書の28ページをごらんください。

この議案を提出したのは、議案第39号でもご説明したとおり、教育委員会に配置する会計年度任用職員の職の名称変更に加え、勤務時間の割り振り等の変更に伴う規定の整理を図るため、所要の改正をする必要によるものでございます。

改正する内容につきましては、議案書の31ページ、新旧対照表をごらんください。

第2条で定めている対象職員の範囲及び勤務時間等の表でございますが、名称変更に加え、勤務形態の拡充を図るため、職種が「事務員Ⅱ」である者の、勤務時間の割り振りに、「週4日7.75時間」を追加し、それに伴い「週休日」についても変更を行うほか、その他所要の変更を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、ともに2026年（令和8年）4月1日でございます。

以上で、議案第39号及び議案第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第39号及び第40号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

（意見、質問等発言：なし）

特にないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、議案第39号「藤沢市教育委員会会計年度任用職員の職種等を定める規則の一部改正について」及び議案第40号「藤沢市教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正について」は、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

続きまして、議案第41号「藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画の策定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

石田教育部参事。

石田教育部参事

それでは、議案第41号「藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画の策定について」、ご説明申し上げます。（議案書参照）

議案書の35ページをごらんください。

この議案を提出いたしましたのは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」第1条により新設された、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条第1項により、業務量管理・健康確保措置実施計画を策定する必要によるものでございます。

資料につきましては、議案書36ページの資料1「藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画の策定について」と、別紙「藤沢市立

学校における働き方改革基本方針・実施計画(案)」の2点でございます。

それでは、まず、議案書36ページ、資料1をごらんください、

藤沢市立学校における働き方改革につきましては、平成31年3月に基本方針を策定して以降、一歩ずつ継続して取り組んでまいりました。このたび、教員の処遇改善と働き方改革を一層推進するために、法により、教員の業務量管理と健康・福祉を確保するための「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、その内容と実施状況を公表することが、教育委員会に義務づけられました。

これに伴い、本市ではこれまでの「藤沢市立学校教職員の働き方改革基本方針」を改定し、計画の内容も含めた「藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画」の策定を行うものでございます。

2の「実施計画策定に向けたこれまでの経過等」につきましては、記載のとおりでございます。藤沢市立学校教職員の働き方改革推進委員会において協議を行ってまいりました。

続きまして、別紙「藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画(案)」をごらんください。まず3ページをお開きください。

ここでは、実施計画の基本的な考え方について記載をしております。中段にありますが、＜働き方改革の推進の考え方＞としましては、単に長時間勤務についての是正を目指すだけでなく、教員が心身ともに充実し、研修や学ぶ時間の十分な確保等において自己の資質・能力を高められるようにし、いきいきと子どもたちと接することができるよう取り組んでいくものとしております。

次に4ページ、5ページには、国や県の取り組み状況を、6ページから7ページには、藤沢市の教員の勤務実態について、本市で行ってきたアンケート等の結果を基に記載をしております。

次に8ページには、本市における働き方改革に向けた体制について、地域、保護者、市長部局も含めた取り組みとして記載をしております。

次に9ページをお開きください。こちらには、国・県の指針と整合を図りつつ、教員の総勤務時間の縮減とウェルビーイングの向上を目指すため、具体的な数値目標を設定しております。

次に11ページをお開きください。こちらから15ページまでは、先ほどの取組目標でお示しした目標を達成するために、具体的に取り組む内容について記載をしております。

取り組みに当たっては、国が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しとして、【学校以外が担うべき業務】、【教師以外が積極的に参画すべき業務】、【教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務】、

そして、本市独自として、【「学校と教師の業務の3分類」のうち、複数分類に該当する業務】に分け、それぞれの項目についても、具体的な取り組みを記載しております。

15ページ中段からは、「学校における措置の推進」について、16ページ中段からは、「教員の健康及び福祉の確保に関する取組」について、そして、17ページには、「関連する取組、今後のフォローアップについて」を記載し、教員が心身ともに健康を維持し、元気でいきいきと子どもたちに、よりよい教育を行うことができるよう取り組んでまいります。

それでは、恐れ入りますが、議案書36ページ、資料1にお戻りいただきまして、4の「スケジュール」をごらんください。

本定例会でご決定いただきました後、総合教育会議への報告とともに、市議会への情報提供を行ってまいります。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

岩本教育長

事務局の説明が終わりましたが、議案第41号につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

石井委員。

石井委員

ご説明ありがとうございました。

先ほど、「働き方改革の基本方針・実施計画」というところと、16ページに、「教員の方々の健康・福祉の確保に関する取組」というところがありまして、「ストレスチェック100%を目指す」と書いてありました。そういったことを通して、気がつかないストレスとか、先生方の思いを、ぜひ開拓していただきたいと思いますけれども、今のところは、やはりストレスチェック未受診者は多いのでしょうか。わかれば教えてください。

岩本教育長

清水学務保健課長。

清水学務保健課長

今年度の実施結果でございますが、受診率が83%というところでございます。昨年度は85%ぐらいで、ちょっと減っていますけれども、以前の紙実施からWeb実施に切り替えたところで、実施率については、ずっと8割は保っているところでございます。

石井委員

ありがとうございます。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

井沼委員。

井沼委員

私からは意見ですけれども、学校の教師の業務を3分類、分けることは賛成です。分けて区別をすることによって教師の方々の業務が軽減されるということは、非常にいいことだと思いますし、また、地域、コミ

ユニティスクール、また、地域等と協力して、地域・学校全体で子どもを見守るということをしていってほしいなと思います。

地域の活動に参加をしていくというところは、非常に大切なことだと思っています。地域と学校と保護者、また地域のコミュニケーションがとれていないようなところが、最近見られるように感じていますので、代休というところを使って、地域等としっかりコミュニケーションをとっていくことが、子どもたちの健やかな成長につながると思いますので、そういったところをしっかりと推進していってほしいなと思います。

私からは意見です。

岩本教育長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないようですので、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議案第41号「藤沢市立学校における働き方改革基本方針・実施計画の策定について」は、原案のとおり決定をいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、「その他」に移ります。

その他(1)「令和8年2月藤沢市議会定例会の開催結果について」、教育部及び生涯学習部の報告を求めます。

川口教育部長。

川口教育部長

それでは、「令和8年2月藤沢市議会定例会の開催結果」につきまして、教育部のご報告をさせていただきます。(議案書参照)

議案書は39ページをお開きいただきたいと思います。

2月市議会定例会は、2月12日から3月18日までの35日間で開催されました。

まず、2月19日に開催されました子ども文教常任委員会につきまして、ご報告をいたします。

議案書は41ページをごらんください。

今回、教育部に係る案件は、報告案件が1件ございました。

報告の(3)「今後の中学校給食について」につきましては、2月12日に開催の、本教育委員会2月定例会でご審議をいただき、決定いただいたものですので、資料の配付は割愛をさせていただいております。

なお、子ども文教常任委員会への報告の内容といたしましては、中学校給食の喫食率の高まりや、国による給食費無償化の動向などを勘案し、

改めて中学校給食の在り方について検討した結果及び学校給食センターの整備の検討状況について報告をしたものでございます。

次に、2月24日に開催をされました補正予算常任委員会について、ご報告をいたします。

2月の教育委員会定例会で審議、決定をいただきました議案「令和7年度藤沢市一般会計補正予算」につきましては、2月24日の補正予算常任委員会に付託、審査の結果、「可決すべきもの」と決定をされ、2月27日の本会議において可決をされました。

なお、教育部の補正予算につきましては、教育応援基金積立金の増額、小中学校の外壁、グラウンドの改修、体育館への空調設備の設置に係る増額及び繰越明許の設定、中学校給食賄材料費、調理業務委託に係る増額、教育情報機器の更新に係る入札の残額の変更、鵜沼小学校改築に伴う基本・実施設計の内容変更に伴う減額及び継続費の変更でございました。

続きまして、議案書42ページをごらんください。

代表質問につきましては、教育部に関連する質問は、代表質問をされる6つの会派の全てからございました。質問の件名と要旨につきましては、42ページから43ページに記載のとおりで、下線または二重線で、要旨の最後に【教育部】と記載している箇所が、教育部に関連する質問でございます。

続きまして、予算等特別委員会につきましては、ご報告をいたします。議案書は、39ページにお戻りをいただきまして、1月の教育委員会定例会で審議、決定をいただきました「藤沢市学校給食費」に関する条例の一部改正について、また、2月の教育委員会定例会で審議、決定をいただきました「令和8年度藤沢市一般会計予算」につきましては、予算等特別委員会に付託をされ、討論・採決の結果、賛成多数で「可決すべきもの」とされ、その後、3月18日の本会議において可決をされました。

なお、学校教育に係る予算につきましては、学校ICT基盤の構築、鵜沼中学校の改築ほか、小・中学校の環境整備に係る工事費、中学校給食に係る委託費などの増によりまして、令和7年度予算の対比では120.1%、令和元年度以降では最大の予算となっております。

なお、常任委員会、予算等特別委員会の質疑、代表質問、令和8年度予算に対する各会派からの教育部への意見・要望につきましては、市議会ホームページで録画配信をされていること、また今後、会議録の公表がございますので、省略をさせていただきます。

教育部についての報告は以上でございます。

岩本教育長

井出生涯学習部長。

井出生涯学習部長

それでは、「令和8年2月藤沢市議会定例会の開催結果」につきまして、生涯学習部にかかわる部分をご報告いたします。（議案書参照）

議案書の41ページをごらんください。

2月19日に開催されました、子ども文教常任委員会につきましては、陳情が1件、報告が2件でございました。

それでは、まず陳情でございます。

陳情7第100号「藤沢市民会館外壁の大規模壁画に関する景観調和の検討を求める陳情」につきましては、藤沢市民会館外壁に描かれた壁画について、公共施設として市民が違和感なく受け入れられる外観となるように、市の景観方針との整合性の再検討をすることや、必要に応じて修正、変更、撤去などの対応を検討することなどについて、市議会から市に対して働きかけることを求めたものでございます。

この陳情に対する市の考え方につきましては、本壁画は、令和8年3月31日をもって再整備のため休館となる市民会館の休館イベントの一つの事業であり、市民会館解体時における撤去を前提に、市民参加型で本市のまちづくりの歴史、特徴的な風土を表現する期間限定のアート作品を制作するものとして、庁内関係課とも調整を図りながら進めてきたことなどをご説明させていただきました。

なお、本陳情は、「趣旨不了承」となっております。

続きまして、報告についてでございます。

2件ございまして、まず1件目、報告（4）「藤沢市文化財保存活用地域計画の策定について（最終報告）」、こちらは、文化財の地域計画を、新たに策定したものとなっております。

報告（5）「藤沢市子ども読書活動推進計画の改定について（最終報告）」、こちらは、子ども読書活動推進計画の見直しに伴う改定についての報告でございます。

詳細につきましては、それぞれ別冊の資料に基づきまして、報告をいたしました。

続きまして、議案書の42ページをごらんください。

代表質問につきましては、生涯学習部に関連する質問は、会派1つからございました。

質問の件名と要旨につきましては、42ページに記載のとおりでございます。二重線で、要旨の最後に《生涯学習部》と記載している箇所が、本部に関する質問でございます。

なお、「令和7年度藤沢市一般会計補正予算」及び「令和8年度藤沢市一般会計予算」の審議結果等につきましては、先ほどの教育部からの報告のとおりでございます。

以上で、教育部及び生涯学習部に係る「令和8年2月藤沢市議会定例会の開催結果について」の報告を終わります。

岩本教育長

教育部及び生涯学習部の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。

種田委員。

種田委員

ご説明ありがとうございます。

1点、お尋ねしたいと思うことがありまして、43ページの一番上の、「防犯、防災に強い安全・安心なまちづくりについて」の(1)の「防犯カメラ設置の取り組みについて」、お尋ねしたいと思います。お願いいたします。

川口部長。

川口教育部長

このご質問は、通学路への積極的な防犯カメラの設置など、通学路の安全確保に関する市の見解ということでお尋ねがあったものでございます。

答弁といたしましては、防犯カメラの設置につきましては、市は、公共施設内、それから地域内の道路や商店街は、地縁団体や商店街による防犯カメラ設置への補助をしているということがございまして、各地域で必要な設置を進めていくべきもの、通学路については、各地域で進めていくべきものともお答えをしております。

また、通学路の安全確保という視点では、「おはようボランティア」などの取組をしていることや、今回、施政方針にもございますが、デジタル技術を生かした仕組みづくりということで、「見守りタグ」というのを1年生に、必要な方ということですのでけれども、お渡しをして、それを持って登校する子どもは、保護者がスマホで情報を選べるということですが、これも無料と有料の仕組みがあって、無料の仕組みは、保護者の方が、子どもが帰ってこないといって警察に問い合わせたときに、警察がその情報を確認して捜査をするということですが、有料ですと、その見守りタグを持った子どもが通過したときに、どこを通過したというのがわかるような仕組みになっているものですが、答弁ではそこまで細かくはお答えしていませんが、そういう取り組みもしていますということでご答弁をいたしました。

以上でございます。

種田委員

その「見守りタグ」が始まったということは聞いておりますが、安全

を第一に考えていただけたらと思います。

ありがとうございます。

岩本教育長

ほかにはいかがでしょうか。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、ほかにはないので、報告を終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長

それでは、続きまして、その他(2)「いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針の改訂について」、事務局の報告を求めます。

森谷教育指導課長。

森谷教育指導課長

それでは、「いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針の改訂について」、ご報告いたします。(議案書参照)

議案書44ページをごらんください。

2025年5月の定例会を経て、本公表方針を策定いたしました。調査報告書に対する所見書の公表について、新たに記載するものです。

「1 公表方針策定の趣旨」をごらんください。3段落目に、所見書について記載しております。

いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにおいて、対象児童生徒またはその保護者は、調査報告書に対する所見書を作成することができ、この所見書は、調査結果を市長に報告する際、調査報告書とあわせて報告されるものとされています。

この趣旨は、対象児童生徒側の気持ちや意見を、学校、教育委員会、市が受け止めることにあります。

公表の考え方につきましては、ガイドラインにおいて調査報告書は記載のとおりとなりますが、所見書は、ガイドラインに特段の規定はなく、その判断については、教育委員会の裁量に委ねられております。

文書の性質上、調査報告書は、調査主体が中立・公平な立場で調査を行った結果をまとめたものですが、所見書は、どうしても一方当事者のご意見となるため、仮に所見書を公表する場合は、中立性が損なわれるおそれがあります。

したがって、教育委員会といたしましては、いじめ防止対策推進法やガイドラインの趣旨に照らし、所見書については、原則公表しないことといたしました。

45ページの「2 公表方針」をごらんください。

「(2) 所見書の公表」につきまして、先ほどの趣旨を踏まえ、原則公表しない旨を記載いたしました。

以上で「いじめ重大事態事案に係る調査報告書の公表方針の改訂」に

ついでに報告を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

岩本教育長 事務局の説明が終わりましたが、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願いいたします。

(意見、質問等発言：なし)

それでは、この報告を終わります。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 以上で、本日予定いたしました公開で審議する案件は全て終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(報告等発言：なし)

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

岩本教育長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思いますが、4月16日、木曜日、午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、繰り返しますと、次回の定例会は、4月16日、木曜日、午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は、本庁舎8階 8-1・8-2会議室において開催予定といたします。

以上で、本日の公開での審議日程は、全て終了いたしました。

ありがとうございました。

傍聴者の皆様におかれましては、ご退席いただきますようお願いをいたします。

午後4時39分 閉会